

PFAS に対する総合戦略検討専門家会議
(第4回)

令和5年7月25日

環境省水・大気環境局

PFAS に対する総合戦略検討専門家会議（第4回）

1. 開会
2. 議題
 - (1) PFOS、PFOA に関するQ & A集（案）について
 - (2) PFAS に関する今後の対応の方向性（案）について
 - (3) その他
3. 閉会

配付資料

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 資料 1 | PFOS、PFOA に関するQ & A集（案） |
| 資料 2 | PFAS に関する今後の対応の方向性（案）／資料 2 参考資料 1～6 |
| 参考資料 1 | PFAS に関する今後の対応の方向性（概要） |

午後3時03分 開会

○筒井課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから PFAS に対する総合戦略検討専門家会議を開会いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多忙中にもかかわらず御出席いただき、大変ありがとうございます。

本日の会議は、委員総数 16 名のうち 14 名の委員に御出席いただいております。また、会議室とウェブでのいわゆるハイブリッドでの開催であり、ユーチューブチャンネルで同時配信を行っております。

ウェブ会議の開催に当たりまして、ウェブ参加者の皆様に何点か御協力をお願い申し上げます。

御発言の際以外はカメラとマイクをオフにいただき、御発言の際にはカメラとマイクをオンにいただきますようお願いいたします。

御発言を希望される場合には、お名前の横にある手の形のアイコン、挙手ボタンをクリックしてください。

また、発言を終えられましたら挙手ボタンを再度クリックして挙手を解除するとともにミュートにさせていただきますようお願いいたします。

通信トラブルなど何かございましたら、右下にチャット欄がございますので、御記入いただき、事務局までお知らせください。

報道関係者の皆様への御案内です。頭撮りにつきましては、これから事務局が御案内するまでの間、可能となっております。

会議の冒頭に、事務局に人事異動がございましたので、御紹介させていただきます。

なお、7 月に環境省水・大気局においては、環境省の不変の原点の追求と時代の要請への対応に向けまして、総務課と、新しく環境管理課、海洋環境課、モビリティ環境対策課に再編しておりますので、お知らせいたします。

水・大気環境局長の土居でございます。

○土居局長 よろしく願いいたします。

○筒井課長 海洋環境課長の大井でございます。

○大井課長 よろしく願いします。

○筒井課長 環境汚染対策室長の鈴木でございます。

○鈴木室長 よろしく願いします。

○筒井課長 大臣官房環境保健部化学物質審査室長の清丸でございます。

○清丸室長 よろしく申し上げます。

○筒井課長 それから、申し遅れましたけれども、私、水・大気環境局の環境管理課長を拝命いたしております筒井でございます。よろしくお願ひいたします。

続いて、本日の会議の開催に当たりまして、平田座長から一言御挨拶をお願い申し上げます。

○平田座長 平田でございます。こんにちは。

本日は、大変お忙しい中、第4回のPFASに対する総合戦略検討専門家会議に御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

このPFASは大変多様な物質であるということで、国民に対しても分かりやすい説明をする、更にはリスクコミュニケーションを行う、そのためにQ&Aをつくらうということで、これにつきましては6月の会議で先生方から本当にたくさんの御意見を頂戴いたしました。その後も先生方から個別に御意見なり御指導を頂きまして、本日改めまして案文を提出してございますので、御審議と内容の確認をお願いいたしたいと思っております。

もう一つ、本日の主要なテーマは、極めて多様なPFASを今後どのように管理していくのか、環境省が対処すべき内容について御審議いただくということで、今後の対応の方向性についてという内容で提出してございますので、御審議をよろしくお願い申し上げます。

毎回この会議は先生方に本当にたくさんの御意見と申しますか熱心に御検討いただきまして、時間が少々延びることが多くございますけれども、本日はできれば5時をめぐりに会議を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○筒井課長 ありがとうございます。

それでは、報道機関の皆様の撮影はここまでとさせていただきます。

それでは、以降の進行は平田座長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○平田座長 本日の議題は大きく二つございます。

最初に(1)「PFOS、PFOAに関するQ&A集(案)について」という内容で、まず事務局からの説明をお願いいたします。

○百瀬補佐 いつもお世話になっております。環境省の百瀬でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

それでは、資料1につきまして、私から御説明申し上げます。

先生方には前回からの修正箇所が分かるものも机上配付しておりますので、併せて御確

認いただければと思います。

それでは、資料1の今回の大きな修正点としましては、前回の御指摘では、まず人への健康影響に関する記述をもう少し精査すべきという御意見がございました。また、2点目といたしましては問いの順番を入れ替えるべきということで、この辺も直しております。また、問い合わせ先についても御指摘を頂いておりますので、こちらも修正を加えております。大きくこの3点が前回の御指摘だったかと思いますが、この修正箇所を中心に御説明させていただきます。

おめくりいただきまして、まず2ページ目の下の「人の健康への影響」でございますけれども、こちらは動物実験の結果とか人への影響が報告されている内容につきまして、より具体的にしっかりと書くということで修正させていただいております。

また、3ページ目の2行目でございますが、「国内において、PFOS、PFOAの摂取が主たる要因と見られる個人の健康被害が発生したという事例は確認されておきませんが」、この表現につきまして専門家の先生方に熱心に御議論いただきまして、最終的にこちらの表現が妥当だろうということで記載させていただいております。

続きまして、5ページ目をお開きいただければと思います。こちらからQ&A集ということになりますけれども、問いの順番を入れ替えてございます。

まず、問5にございました、「なぜ、製造・輸入禁止といった非常に厳格な措置が採られているのですか」という問いにつきまして最初に持ってきております。

続きまして、問2に今はなっていますが、これは問4にあったもので、こちらを問2にしております。

続きまして、6ページ目をお開きいただければと思います。もともと問2にありましたものを問3に移してございます。

また、7ページ目でございますけれども、こちらは問1にありましたものを問4に移してございまして、また、先生から御意見があったところとしましては、「PFOS、PFOAが飲み水に含まれている場合がある」、この「場合がある」というところを追記させていただいております。また、健康影響の記載ぶりにつきましては、冒頭と同様に修正を加えてございます。

続きまして、8ページ目でございます。こちらはもともと問3だったものを問5にしております。1点だけ、「2020年当時における安全側に立った考え方を基に設定されたものです」ということで、この「2020年当時」ということを先生方の御意見を踏まえて

追記させていただいております。

続きまして、10 ページ目をお開きいただければと思います。こちらの問6につきましては先生方に特に集中的に御議論いただいたところがございますけれども、まず問いの立て方に変更を加えております。具体的には、「PFOS、PFOA の血液検査を受ければ健康影響を把握できますか」といった問いに変えてございます。

太字の部分のお答えでございますけれども、変更点としては、3行目のところでございますけれども、「血液検査の結果のみをもって健康影響を把握することも困難なのが現状です」と。もともと「実情です」としておりましたのを「現状です」ということで、より現時点での見解ということを強調する書きぶりに変更しております。

また、解説の部分は少し整理が悪いところを全体的に見直しております、1パラ目では健康影響に関する部分を記載しております。2パラ目では外国の評価値などについての解説。また、なお書きは日本国内のパイロット調査について記載しております。4パラ目につきましては、健康影響の記載ぶりにつきまして、冒頭の部分と合わせて修正を加えてございます。

続きまして 12 ページ目でございますが、問7、問8は特に大きな変更はございません。

13 ページ目に移らせていただきまして、こちらは問9でございますけれども、少しおめくりいただきまして、14 ページ目でございます。14 ページ目の「また、」以下のフライパンや撥水スプレーなどの身の周りの製品に関する記述につきまして、改めて精査して、より正確な記載ぶりに修正させていただいております。また、廃棄に関する記載も追記すべきという御意見を頂いておりましたので、この点も追加させていただいております。

最後、15 ページ目でございますけれども、本Q&A集に関する問い合わせ先につきましても追加させていただいております、これでおおむね先生方の御意見を全て反映した形でおまとめさせていただいたと考えております。改めて御確認いただければと思います。

ありがとうございます。

○平田座長 どうもありがとうございました。

先生方に頂きました御意見を基に修正した内容でございます。見え消しの部分で分かりやすいかなと思うのですが、いかがでしょうか。先生方、御発言された、あるいは御指摘された内容につきまして御確認をお願いいたします。特に、健康影響といたしますか、血液検査のことをどう扱うのだというところがこの前も結構御意見を頂いたところだと思っております。

どうぞ、高野先生。

○高野委員 高野です。

大変細かいところで申し訳ないのですが、8ページの「2020年当時における」という修正に関して、「2020年当時における」と書くと「考え方」に係ることになるかと思うのです。もともとは2020年当時において設定というような書きぶりだったと思うのですが、これは係るほうは「考え方」でよろしいのでしょうか。

○平田座長 どうぞ、百瀬さん。

○百瀬補佐 ありがとうございます。こちらは鯉淵先生からの御意見だったかと思えますけれども、今回、2020年に設定した当時に議論したときの考え方で整理をしたという整理で「2020年当時における」という記載ぶりにさせていただいております。

○高野委員 了解しました。

○平田座長 ほかにいかがでしょうか。鯉淵先生。

○鯉淵委員 鯉淵でございます。

少しだけ追加させていただきますと、この時点で終わりではない、今後も継続的に科学的知見を基に見直していくというようなニュアンスで私は発言させていただいたつもりです。

○平田座長 ありがとうございます。そういう意味では検討を進めてまいりますということでもよろしいということでもよろしいでしょうか。——ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。原田先生、どうぞ。

○原田委員 今回幾つか新しく資料を参考資料として引用されているものが出てきているのですが、それについての御説明を頂けますか。どういう目的で参考しているのか。例えば公共用水域の測定結果とかが、最初のところ、「環境中の存在状況」とかが入っていたり、Q4のところでは浄水の水質（上水道事業）とか、このあたりが入っているのが、今すぐアクセスできないので、どういう参考資料だったかというのを御説明頂ければと思います。

○平田座長 百瀬さん、よろしいですか。

○百瀬補佐 具体的には8ページの上のところかと思えますけれども、こちらは浄水の水質ということで、今回、上水道事業の水質に関するデータも加えるべきということで、浄水の水質に関する結果などが入ったところをURLとして追加させていただいております。また、水質基準逐次改正検討会、こちらにも解説が入っていますので、こちらについても専

門家会議と併せて参考として追加させていただいているところでございます。

○原田委員 承知しました。

○平田座長 ほかにいかがでしょうか。ほぼ意見が出そろったということでもよろしゅうございますか。鯉淵先生。

○鯉淵委員 1点だけ、「長距離移動性」という用語なのですけれども、POPs 条約そのままであることはもちろん理解しているのですけれども、一般の方に説明するときに「長距離移動性」という用語が果たして適切かどうか、何かもう少し分かりやすい言葉がないかなとずっと思っていて、私もちょっと出てこなかったなのでこのままにしてしまったのですけれども、実はずっと気になっておりました。何かよいアイデアがあればとは思いますが、なければならぬ、世界的には「長距離移動性」という用語が使われておりますので仕方がないかなと。すみません、はっきりとこうしたらよいとは言えないのですけれども、ずっと気になっておりました。

○平田座長 いかがですか。

○百瀬補佐 御指摘ありがとうございます。我々としてもこのあたりの文言はいろいろ議論したところでございますが、POPs 条約から引っ張ってくるとどうしてもこの表現がよいのかなということでもあります。また、こちらの答えをつくるときに、先生方の御議論としても POPs 条約に位置づけられているというところも強調して書いたほうがよいのではないかという意見の過程でこの表現になっていると理解しておりますので、やはりこちらがよいのではないかと我々としては考えております。

○平田座長 いかがでしょうか。よろしいでしょうか。なかなかよい言葉がないということなのですが。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。

文章に関しては恐らく慎重に検討させていただいて、大丈夫だと私は思いました。

ですが、今も御質問がありましたが、改めて見ると、私たち専門家の立場で見るときはよいのですが、依然として様々な用語であったり説明であったりは一定の専門性がありますので、別のタイプの行政文書であったり審議会文書であればこれでよいのかもかもしれませんが、Q&Aということであれば、この文章を使って実際に市民の方に御説明される際に、誤解のないようにある種の説明をきっちりつけていく必要があるかなと思いましたが、うまく使っていればと思いました。

○平田座長 いかがですか。

○百瀬補佐 ありがとうございます。今回、おっしゃるとおり、一般の方から見るとまだ難しい表現があるというところもあろうかと思えます。このあたりにつきましては、我々環境省はもちろんでございますけれども、今後自治体に周知していく際にもより丁寧にコミュニケーションを取りながら、市民の方に分かりやすい形で発信できるように工夫していきたいと思えます。ありがとうございます。

○平田座長 どうぞ、原田先生。

○原田委員 今のところで言うと、7ページ目の上の参考資料の EFSA のところで、英語のままなのはあまりよくないのではないかと思えます。ほかのところでも例えば英語論文とかを和訳していただいているところがあると思うので、こういったところは和文も併記していただく等工夫していただくほうがよいと思えます。英語だけ書いてあるとその時点で開けたくないというような方もいらっしゃると思うので、そのほうがよいかと思えました。御検討ください。

○平田座長 分かりました。少し検討しますかね。

○百瀬補佐 ありがとうございます。おっしゃるとおり、英語のままの表記になっているところもありますので、そのあたりは最終的に公表させていただくときまでに精査させていただきたいと思えます。

関連で1点だけ併せて申し伝えと、かなり細かいところなのですが、12 ページ目の上のところに参考でおつけしております Vaughn Barry さんの論文の最初に「がん」と書いてあるのは誤植でございまして、ここも併せて修正させていただきたいと思えます。ありがとうございます。

○平田座長 どうぞ、谷保先生。

○谷保委員 谷保です。

細かい点になるのですが、9 ページ目の下から2つ目のパラグラフのところに誤植がありますので、そちらを修正させていただきたいと思えます。PFSA と PFCA の日本語名を書いているのですが、これは「ペフルオロアルキルスルホン酸」と「ペフルオロアルキルカルボン酸」だと思います。「アルキル」がどちらも抜けているかと思えますので、御確認いただいて修正をお願いします。

○平田座長 どうもありがとうございました。

○百瀬補佐 先生、ありがとうございます。そこは直させていただいて、全体も公表する

までにしっかりと誤植がないか再度チェックしたいと思います。ありがとうございます。

○平田座長 松井先生、どうぞ。

○松井委員 先ほど議論になって、私もちょっと違和感があったので。3ページ目の真ん中の「2020年当時における」という文章なのですけれども、この文章の意味は、2020年に位置づけて、その当時における最新の知見に基づいてという意味ですね。後ろに「2020年当時」しか出てこないの、経緯を分かっている方は分かるのですけれども、分からない方は、「当時における」というところだけ2行目に出てくると今私が説明したところの意味が分かりにくいかなと感じておりました。

○平田座長 どうぞ。

○百瀬補佐 先生、ありがとうございます。そうしましたら、3ページの今御指摘いただいたところでございますけれども、御提案としては、例えば「厚生労働省では」の次に「2020年」というふうに追記させていただくというのが分かりやすいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○松井委員 もう一回「2020年」と書くのか、「その」と書くのか、それは言葉の流れとして御検討いただければと思います。

○百瀬補佐 ありがとうございます。そこは2つ目は削除して書くのが一番分かりやすいのではないかと思います。

○平田座長 どうもありがとうございました。

いかがでしょうか。もう一度鯉淵先生、どうぞ。

○鯉淵委員 今の3ページのところなのですけれども、最初に厚労省の話が出てきて、後で環境省の話が出てきて、ここは省庁の間で意見のすり合わせはきちんとできていますでしょうか。微妙に考え方が違ったりすると後でまたいろいろ困ったことになると思うので、そこはすり合わせをしっかりとできているかどうかという確認でございます。

○平田座長 百瀬さん。

○百瀬補佐 ありがとうございます。本件につきましては、厚生労働省の水道課にもしっかりと照会した上でこちらをお出ししております。

○平田座長 ほかにいかがでしょうか。

ウェブで開沼先生。

○開沼委員 開沼です。

あまり本質的なところではなくて、細かいところで恐縮なのですが、最後のページの間

い合わせのところの下の丸ですね、「PFOS 等のお住まいの地域に関する個別のお問い合わせ」というのは日本語として回りくどくて、初見の人が分かりにくいかと思いました。例えば「お住まいの地域の PFOS、PFOA 等に関する個別のお問い合わせ」とかいうほうがよいかと思ったところです。

○平田座長 どうもありがとうございます。そのとおりですね。では、そのように直していただけますか。

○百瀬補佐 はい。ありがとうございます。そのように直させていただきます。

○平田座長 ほかにいかがでしょうか。ウェブで参加の先生方、いかがでしょうか。大体御意見なり確認内容は出そろったということでよろしゅうございますでしょうか。

そうすると、本日これまでQ&Aにつきまして先生方から本当にたくさん御意見を頂きまして、環境省のほうもそれを基に修正した案文、大方のところは大丈夫だということで、英語の文章のところを日本語に直すという作業はございますけれども、大きな変更はないと理解いたしますので、あとは酒井先生と私のほうで確認させていただきまして環境省のほうで公表するという感じで行いたいのですが、いかがでしょうか。——よろしゅうございますでしょうか。

では、環境省のほうで軽微な修正を行って酒井先生と私で確認するというので、あとは公表ということになると思いますので、よろしく進めていただきたいと思います。

ありがとうございました。

続きまして、本日の2つ目の議題でございます。「PFAS に関する今後の対応の方向性(案)について」でございます。これは環境省というか日本の国としてどう捉えるべきかという内容でございますので、本日の中心になる課題かなと考えてございます。

では、事務局のほうで説明をお願いいたします。

○百瀬補佐 ありがとうございます。

それでは、引き続き、資料2につきまして私から御説明させていただきます。

こちらは PFAS に関する今後の対応の方向性ということでございまして、これまでの3回にわたる議論を踏まえて改めて文字に記載したというものでございます。

まずは四角の囲みのところにつきましては、今回の専門家会議を設置する背景とか、今日も含めてこれまで4回にわたる議論を行ってきたということで書かせていただいております。

また、四角囲みの3パラ目でございますが、この方向性につきましては今後環境省を中

心とした関係機関等において活用ということで、その位置づけを明記しております。

また、最後の4パラ目でございますけれども、今後、以下の取組の進捗につきましては専門家会議として確認して、必要な意見・助言をしていくということで書かせていただいております。

それでは、中身に入ってまいりたいと思います。

まず1ページ目の1.でございますが、こちらはPFOS、PFOAへの対応についてまとめたものになっております。

(1)が管理の在り方についてということでございまして、次の2ページ目を御覧いただければと思います。

まず1点目としては、正確な市中在庫量の把握などの管理の強化ということで、この把握について、管理の強化に向け検討することが必要である。

2点目といたしましては、泡消火薬剤の更なる代替促進、こちらについても代替を促進することが必要である。

また、環境中への流出防止につきましては、PFOS、PFOAの含有廃棄物の適正処理を引き続き徹底すべきということと、水濁法に基づく事故時の措置についてもしっかりと徹底すべきということで書いてございます。

また、暫定目標値の取扱いについては別の検討会で今議論を進めているところでございますけれども、こちらについて引き続き実施していく必要があるということで書いてございます。

(1)については以上でございます。

続きまして(2)でございますけれども、こちらは暫定目標値等を超えてPFOS、PFOAが検出されている地域等における対応ということでございます。

まず1点目といたしましては、こちらは作っております対応の手引きを充実させて、ばく露防止をまず徹底していくということでございます。具体的には、各自治体の参考となるような追加調査や濃度低減のために必要な措置の検討に資する参考情報などを追加すべきであるということで書かせていただいております。

また、2点目といたしまして、自治体による健康状態の把握ということでございまして、次の3ページの上のほうでございますけれども、地域保健活動の一環として健康指標に関する既存統計を用いるなどして当該地域の健康状態を把握し、地域住民に向けた情報発信をすることが望ましいということで書かせていただいております。

続きまして、(3) リスクコミュニケーションでございますけれども、先ほどおまとめいただきましたQ&A集を活用した丁寧なリスクコミュニケーションの実施ということで書いてございます。具体的には、環境省ホームページは当然のことでございますが、自治体への配布、自治体向けの説明会などでより丁寧なリスクコミュニケーションを促進することが必要であると書いてございます。

続きまして、(4) でございますけれども、こちらは存在状況に関する調査の強化ということで書いてございます。

まず1点目としましては環境モニタリングの強化ということでございまして、これまでやってきております水のモニタリングは当然のこと、こちらを更に広げていく形で自治体に対して調査の実施を働きかけていくことが必要であるということを書いた3パラ目でございます。また、土壌につきましても、自治体と連携して地域の実情に応じて知見の集積を進めていくことが望ましいということも追記させていただいております。

続きまして、2点目として化学物質の人へのばく露モニタリング調査の本調査の実施に向けた検討ということでございます。現在、POPs 条約で規定されている有効性評価などのために一般的な国民のばく露状況の経年変化等を把握することを目的として実施している血中濃度調査でございますこちらのばく露モニタリング調査でございますけれども、現時点ではパイロット調査として実施してございます。これを今後、4ページ目でございますけれども、別の検討会における有識者の助言を得つつ、一般的な国民の化学物質へのばく露量を把握するため、調査規模の拡大や自治体との連携など本調査の実施に向けた検討を進めることが必要であると書かせていただいております。また、なお書きで地域での血中濃度調査の実施についても記載しておりまして、まず血中濃度のみを測定しても健康影響を把握することができないのが現状であると、Q&Aでも先生方におまとめいただいたことを改めて書いてございます。また、地域における存在状況に関する調査につきましては、環境モニタリングの強化、こちらの環境モニタリングは1点目で申し上げた環境モニタリングですけれども、こちらで対応することが妥当であるため、本調査の結果を踏まえて慎重に検討すべきであると書かせていただいております。

続きまして、4ページ目でございます。こちらはPFOS、PFOA以外のPFASの対応についておまとめしております。

こちらでも前回酒井先生をはじめ御意見を頂いております、その他のPFASとしてもやはり物質群を分けて対応を考えるべきであるという御指摘を踏まえて、物質群1と2に分

けて記載しております。

まず物質群1といたしましては POPs 条約で廃絶対象となっている物質ということでございまして、こちらを優先的に取り組むと書いてございます。

まず管理の在り方といたしまして、PFHxS が具体的には挙げられますけれども、こちらについては、今、化審法の第一種特定化学物質に指定すべく作業を進めているところでございまして、これを速やかに進めて、製造・輸入等を原則禁止すべきであるということを書いてございます。

また、2点目といたしましては長鎖 PFCA などの現在検討中のものでもございましてけれども、こちらもしっかりと POPs 条約における議論に参加しつつ、管理の在り方を検討していくということで書いてございます。

続きまして、5ページ目をお開きいただければと思います。

(2) で存在状況に関する調査の強化ということでございますが、例えば PFHxS などでは、黒本調査で、水質・底質・大気など、こういった存在状況の把握とか、現在要調査項目になっておりますけれども、こういったモニタリングをまずきちんと進めていく、また土壌についても知見の集積を進めていくことが望ましいということで書いてございます。

また、検討中の物質であります PFCA などにつきましても、例えば必要に応じてこういった黒本調査でございましてとか、水のモニタリングも要調査項目に位置づけるなど、できることからモニタリングを進めていくということで書いてございます。

また、分析法が確立されていないものにつきましては、その開発にまず着手するというところで書いてございます。

また、こちらの血中濃度調査に関しましても、PFHxS や長鎖 PFCA につきましては、こちらの今環境省でやっております調査の対象物質に追加するというのを、別の検討会における有識者の助言を得ながら検討すべきであるということで書いてございます。

続きまして、物質群2でございましてけれども、これはそれ以外の物質ということになります。

手順としまして(1)～(3)のとおり取り組むべきであるということで、まず(1)でございまして、様々なデータを活用して候補物質を整理することが急がれるかと思いません。

続きまして、(2)としまして、存在状況に関する調査の強化ということでございましてけれども、6ページ目に移りまして、6ページ目の一番上で、まず水環境中の存在状況の

調査ということで、こちらは（１）の候補物質を物質群として、一斉分析法の開発状況を踏まえながら、必要に応じて要調査項目に位置づけ、水環境中の存在状況を調査するべきであるということを書いてございます。

また、血中濃度調査につきましても、別の検討会における有識者の助言を得ながら検討するべきであるということを書いてございます。

最後に（３）でございませけれども、これらを踏まえた対応ということで、まず管理の在り方の検討とか、物質群としての評価手法の検討ということで、諸外国では物質群としての評価手法なども取り入れられておりますので、こういったものを参考にしながら検討していくことが考えられるということを書いてございます。

最後でございませが、６ページ目の３．でございませ。PFASに関する更なる科学的知見の充実ということございませして、まず１つ目は、科学的知見、また対策技術などの情報は常に継続的に収集していくということを書いてございませ。また、関係省庁が取り組んでいるような様々なものにつきましても環境省としてしっかりと把握していくということを書いてございませ。

また、２点目といたしまして国内における関連する研究の推進ということございませして、１ポツ目が主に健康影響に関するもの、２ポツ目が環境媒体からのばく露評価とかクロスメディアを通じたばく露防止の対策等ということで、そういった研究についてもしっかりと推進すべきであるということ、７ページの上にかけて記載を入れてございませ。

７ページ目の２つ目の丸でございませけれども、存在状況の把握手法の検討ということで、こちら、個々の物質のみではなく、PFASの環境中における存在状況を把握する手法、こういったものも踏まえながら検討していくということございませ。

また、科学的知見の発信ということも引き続きやっていくことが重要であるということを書いてございませ。

そのほか、参考資料、こちらの説明は割愛させていただきますが、これまで会議で出ささせていただいております国際動向とか国内の検出状況、こういったものを参考資料１～６としておつけして、こちらの方向性のおまとめという案で事務局から御提案させていただきます。

それでは、先生方からぜひ御意見を頂ければと思います。よろしく願いいたします。

○平田座長 ありがとうございます。

今後環境省として取り組むべき内容ということで、これは当面の中間まとめ的な内容と

理解してよろしいのですね。そういうところで御審議をお願い申し上げたいと思います。かなり網羅的に書いてございますので、特にそれぞれの先生方の御専門の中で過不足がないかどうか御確認をお願いしたい、御意見を頂きたいと思っております。

谷保先生、どうぞ。

○谷保委員 谷保です。

6 ページ目の資料に記載してある水環境中の存在状況の調査に関して、こちらは一斉分析法について記載してあるのですけれども、別途個別で管理が必要な物質も今後出てくると思いますので、個別の物質の測定方法の開発も必要ということで併記していただければと思います。

○平田座長 よろしいですか。重要であるという御指摘だと思うのですが、そういう意見でよろしいのでしょうか。谷保先生。

どうぞ。

○百瀬補佐 谷保先生、ありがとうございます。御意見の御趣旨を確認でございますが、6 ページ目の上の水環境中の存在状況の調査の「一斉分析法の開発状況を踏まえながら」というところで、個別の物質ごとの開発状況も踏まえながらというのも大事であるという御趣旨という理解でよろしいでしょうか。

○谷保委員 こちらの「一斉分析法」というのがどこまでを指しているのか理解できてなくて、総 PFAS と言われるようなものを指して一斉分析法と言っているのか、一度の測定でいろいろな個別の物質を測るという意味で一斉分析法と言われているのか、ちょっと正確ではないところがあるのですけれども、同じページの(3)の2つ目の丸を見る限りは、「複数の物質を総体としてリスク評価する」と書いてあるので、EC で提案されているような一斉分析法のことを想定して「一斉分析法」として書かれているのかなと思いついて、一斉分析法はもちろんこれから必要だとは思いますが、個別で管理しなければいけない物質については個別での測定も必要になると思いますので、個別の測定方法と一斉分析法と両方併記すべきではないかと思って意見したところです。

○平田座長 よろしいですか。一斉分析といっても個別分析でしょうということだと思うのですが、いかがですか。

○百瀬補佐 ありがとうございます。私としては先生のおっしゃるとおりだと思っております、一斉分析法だけではなくて個別物質で管理すべきものも当然ありますし、そこは両方併記する形にすべきというのはおっしゃるとおりかと思っております。

○平田座長 いかがでしょうか。柴田先生。

○柴田委員 ちょっと話が大きくなり過ぎるかもしれないのですが、ヨーロッパで今 REACH でやろうとしているような PFAS という本当に大きな枠組みの管理というものを日本は今後やろうと思っておられますでしょうか。そういう考えがもしあればお聞かせください。

○平田座長 どうぞ。

○百瀬補佐 ありがとうございます。今まさに PFAS につきましてどうやっていくかということはこの方向性の中で御議論いただいていると理解しております。ですので、先生がおっしゃるとおり、諸外国、まさに EU でやっているような動きも一つのやり方かと思えますけれども、そういったものも踏まえながら我が国としてどうしていくべきかというのは、示していただいた考え方に基づいてより具体的に考えていくのかなと考えております。

○平田座長 松井先生、どうぞ。

○松井委員 3ページのモニタリングの強化のところですが、先ほど口頭で御説明いただいたところでは、調査地点を広げて行って調査をしますといったニュアンスの御説明だったと思うのですが、文章の中を見ますと、排出源となり得る施設が立地している地点とか過去において目標値を超えた地点等を含めてというふうに書いてあるので、そうしますと、何か候補地が既にあるようなところを強化して調査しましょうという意味が強調されているような気がしまして、どちらかというと、それよりも、まだアンノウンな部分があるので、それらを含めて広く調査をしましょうというのが口頭での説明かなと思いましたので、私としては後者の意味をもう少し文章の中に入れていただくほうがよいかなと思いました。

○平田座長 百瀬さん、どうぞ。

○百瀬補佐 ありがとうございます。おっしゃるとおり、ここの記載ぶりの意味するところとしまして、もう一つ、実はまだ環境省に対して報告が上がってきていないものもありまして、自治体で独自にやられているもので我々に報告がないものもかなりあります。ですので、そういったものをきちんと我々が把握して、より日本全国の状況を把握できるようにしていきたいという趣旨でございます。今、具体的な修正案まで御提案できないのですが、趣旨としてはそういった意味合いでこちらの記載をしているところでございます。

○平田座長 どうぞ、高野先生。

○高野委員 2点です。

まず一つ目は、小さなことといたしますか、言い回しの問題なのですけれども、2ページ目の一番下の「PFOS 等による健康影響への不安が指摘されている」というのは誰によって指摘されているのかということで、「不安が指摘」という表現はあまり使わないのではないかと思うので、ちょっと修文が要るのかなと感じたのが1点です。

第2点は、これは少し大きなことになるのですけれども、次の3ページ目の環境モニタリングの強化、それからばく露モニタリング調査の本調査の実施に向けた検討というのは大変良いことで、環境省が当然旗を振ってというか、環境省自体の所掌でやっていかれることだと思うのですけれども、もう一つ大事なものは、食品中に含有されている量とかも含めた総合的な管理、それから総合的な対策だと思うのです。その辺に関して環境省がリーダーシップを取って関連省庁あるいは関連機関と連携して進めていくというような一言があったりするととても良いのではないかなと感じたのですけれども。

その2点です。

○平田座長 ありがとうございます。応援の言葉ということでよろしいでしょうか。

どうですか。環境省としてももう少し踏み込んだらどうだという御意見ですが。

○百瀬補佐 ありがとうございます。1点目につきましては環境保健部からお答えいただければと思いますけれども、2点目の応援メッセージにつきましては、先生の御意見としては受け止めさせていただきつつ、我々としても、このPFASの問題について環境省としてできるところはしっかりやっていきたいという思いでこの専門家会議を立ち上げてございますので、もちろん環境省という枠の中でできる範囲でということになってはしまいますけれども、一方で、例えば6ページ目の科学的知見の集積のところでは、関係省庁が取り組んでいる科学的知見はもちろんしっかりと踏まえる、また、研究に関しましては、環境経路からのばく露とかそういったものがメインにはなっていないかもしれませんが、もちろん関連する中で他省庁の取組といったものをしっかりと参考にしながら、環境政策として最も良いものを考えていきたいと考えております。

○清水室長 高野先生、ありがとうございました。2ページ目のところで、健康影響への不安が指摘されている地域で不安の指摘というのは少しということでしたので。幾つか考えがあって、そもそもこの「健康影響への不安が指摘されている地域においては」というところをそのまま落とすか、または1ページ目の初めに、これは皆様方から御了解を頂いている不安の声が上がっているというような表現があるので、「不安の声が上がっている地域においては」というような形でよろしいでしょうか。——ありがとうございます。

そのような形で先生の意見を踏まえて修正させていただきます。

○平田座長 どうもありがとうございます。

ウェブ参加の先生からも御意見がございますので、まず浅見先生、いかがですか。

○浅見委員 ありがとうございます。

応援メッセージということにつきましては、当方からも、同じく他省庁での取組、特にばく露に関しましては食品のしっかりとした把握とか、そういった知見を総合的に考えられるようにということをぜひお願いしたいと思います。

3 ページ目の分析法のところ、先ほども御指摘があったのですが、一斉分析法とお伺いしたときに、私どものほうでは個別物質を一斉に分析できる方法と解釈していたのですが、総量でやろうとしますと誤差が大きくなってしまふのと、非常に毒性が違うものを一緒に評価することになりますので、慎重に評価していただければと思います。

あと、分析法の中で、特に分岐体の割合とか標準物質の種類により定量値が大きく変わってしまうようなことがございまして、質量分析のときの質量の設定とか方法によって定量値が変わってしまうということがございますので、その点、評価をするときに分析方法も踏まえながら慎重に評価できるようにということで、御検討をお願いしたいといひますか、私どものほうでも検討した成果を共有できるようにしたいと思ひます。

ありがとうございます。

○平田座長 ありがとうございます。

○百瀬補佐 ありがとうございます。今2点頂きました。

まず1点目の応援メッセージの部分でございますけれども、おっしゃるとおり、食品によるばく露といったところも重要な知見かと思ひます。このあたりはまさに今食品安全委員会の議論なども進んでいると承知しておりますので、こういった知見を我々としてもしっかりとウォッチして、環境政策に生かしていくようにしていきたいと考えております。

また、2点目といたしましては、先生に言っていただきましたとおり、分析法につきましては、正確に測るため、またはそれをしっかりと政策に生かすために留意すべきことがいろいろございまして、その中で慎重に対応すべきであるというのはおっしゃるとおりだと思いますので、そのあたりはぜひ我々もしっかりと注視しながらと思ひますけれども、ぜひ先生方からも専門的見地から今後も御指導いただければ大変ありがたいと考えております。

ありがとうございます。

○平田座長 続きまして、ウェブ参加の広瀬先生、いかがでしょうか。

○広瀬委員 どうもありがとうございます。

応援メッセージみたいなのが続くかもしれませんが、食品等のこともさることながら、基本的に現状最も関心が高いのは飲料水だったり水道だったりするところで、それはもちろん分かっているところは対策するなり提言するなりしていきまして、環境省としては環境水というところで、少し間接的な書き方をしているのですけれども、飲料水関係も今後環境省所掌になるということもあるので、もう少し飲料水の水質もちゃんとやっていくというようなスタンスのことを少し具体的に入れてもよいのかなと思ったことと、最後の3.の「PFASに関する更なる科学的知見等の充実について」というところで、特に国内における研究推進というところを取り入れていただいたのはありがたいと思っています。先ほどから住民の不安の懸念とか、そういったことの基になっているのは、いろいろな学術論文等で、特に疫学データなのですけれども、低用量での影響がどうのこうのというのが多分関心を集めているところかと思っています。ただ、科学的に言うと、疫学データというのは、根本の原理として基本的には因果関係ではなくて相関関係を直接測るだけですので、因果関係、要するに原因と結果というのは、やはり科学的なメカニズムとかそういった基礎的な研究からやっていかないと。そういうデータがたまってこそ初めてどういう対策なり指針値なりできるかということにつながっていきますので、そういった研究が重要だということを書いていただいているのはありがたいと思っています。もちろん PFOS、PFOA だけではなくて、その研究を進めればそれ以外のものがどうかということも明らかになってきて、最終的には総合的な対策につながっていくのかなと感じていますので、よろしく願いいたします。

○平田座長 どうもありがとうございました。とても重要なところだと思います。

どうぞ、鯉淵先生。

○鯉淵委員 広瀬先生の意見に大賛成であります。この中でモニタリングということは非常にたくさん書いてあるのですけれども、科学的知見の蓄積とか、これは現在内閣府で行っていることですけれども、過去の知見の信頼性の評価とか、それによって有用な科学的知見を抽出して、それを毒性評価に使っていくというのもとても大事なやり方だと思うので、ぜひそのあたりを入れ込んでいただけるとより良い対策になるのではないかと思います。

○平田座長 ありがとうございました。

よろしいですか。

○百瀬補佐 ありがとうございます。今、鯉淵先生と広瀬先生から頂きました研究の部分での追記を少し考えたいと思いますけれども、何か具体的にこういった記載がよいのではないかとか、もし御意見があれば、こちらとしても大変ありがたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○平田座長 いかがでしょうか。より具体的に。

○広瀬委員 今すぐには思いつかないのですが、先ほど言った発言に関連するような内容のところを加えるのは後で相談させていただければと思います。それでいかがでしょうか。

○平田座長 よろしいですか。

○百瀬補佐 はい。ありがとうございます。では、また後ほどいろいろ御相談させていただければと思います。

あと、広瀬先生からも一つ頂いておりました飲料水の関係なのですが、こちらにつきましては、御指摘のとおり、来年の4月から環境省に水道行政の水質基準の策定の部分が移管されるということでございます。現在でも、例えばこの資料の2ページ目でございますけれども、水質の暫定目標値の取扱いの検討の中で、まずは厚生労働省と連携して検討を進めるというところから始めてございます。今先生から頂いた御意見なども踏まえながら、そういったところも意識しながら、まずはここでしっかりと検討していくのかなと考えております。

○平田座長 ありがとうございます。

どうぞ、鈴木先生。

○鈴木委員 鈴木です。ありがとうございます。

先生方が御議論したところでありますが、私は冒頭の箱に入っている「環境省を中心とした関係機関等において」というところを先ほどからずっと眺めていたのですが、この対応の方向性に書いてある施策の幾つかは恐らく他省庁さんとの連携なしにはできないことも書いてあるような気がしますので、議論を聞いていますと、これは環境省として何か考えて書かれているのかなと想像はいたしますが、もう少し、例えば「環境省を中心とした」——「取組が更に推進される」とは書いてあるのですが、少なくとも専門家会議としては、単なる「取組」ではなくて、「連携した取組」をやってほしいと書きたい。私はそういうふうに思います。そのほうが幾らかしっかりしているかなと。

それからもう一つ、関連して質問です。食品安全委員会はよく出てくるのですけれども、食品安全委員会とか、消火剤であれば消防庁ですか、ほかの省庁の取組が具体的にあるのではないかと思うのですが、具体的な取組について、可能であればどこか参考資料にでも挙げていただいて、それらも環境省として視野に入れつつ、連携した取組を推進されることを期待すると私としては言いたいと思います。

○平田座長 どうぞ。

○百瀬補佐 ありがとうございます。今御指摘いただきました他省庁の取組は、例えばQ&Aに代替促進のことを具体的に書いているところがございます、資料1の13ページ目に関係省庁で取り組まれている代替促進の取組などありまして、防衛省、消防庁、国土交通省、経産省といったような取組もございますので、今とっさに思いつきます案としましては、このQ&Aもおつけすることによって関係省庁の取組も一緒に見ていただけるということになるかなと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木委員 その書き方自体は、ある意味そこまでどう書けという意見はありませんが、その取組もこの対応の方向性という文書がうたう一環をなしているのではないかと私は思いますので、そのことが読み取れるように書いていただくのがよいかなと私は思います。

○平田座長 いかがですか。

○百瀬補佐 承知しました。この四角の部分は、先生の意図としては関係省庁としっかり連携した取組をしていくべしということかと思います。ここについては省内でもよく相談させていただければと思います。

○平田座長 松井先生、どうぞ。

○松井委員 6ページの3.の最初の丸のところなのですけれども、情報の収集というところが強調されていますけれども、収集して、対策技術や分析方法等については広く使っていただくことが大事だと思いますので、収集の次に、広く利用していただくように周知するとか、そういう文章があったほうが、強調したほうがよいかなと思いました。最後の丸のところには「科学的知見の発信」とありますけれども、若干そのニュアンスが弱いかなと思いましたので、その辺を加えていただくほうがよいかなと思いました。よろしくお願いします。

○平田座長 収集だけではなくて活用するということですね。

○百瀬補佐 すみません、具体的にもう一度御指摘箇所のページをお願いします。

○松井委員 6ページの3.の最初の丸です。「対策技術等の情報の継続的収集」とあつ

て、やはり収集して発信していくとか使っていただくことが大事だと思いますので、そこをもう少し強調したほうがよいかと思います。7ページ目の最後の丸のところには「発信」とありますけれども、これだけだとちょっと弱いかなと思いますので、コメントさせていただきました。

○平田座長 ありがとうございます。

どうぞ、白石委員。

○白石委員 先ほどから議論があるモニタリングのところなのですが、3ページ目の「環境モニタリングの強化」の3ポツ目で、現状を取りまとめているのと、これからの戦略みたいなのが書いてあると思うのですが、これは「令和3年度では」というのは不要かなと。もっと過去からかなりやられていると思いますので、その辺はきちんと取りまとめておいたほうがよいのかなと。「多くの自治体が公共用水域・地下水における PFOS、PFOA のモニタリングに取り組んでいる状況であるが、今後もより情報を充実させるために」で、この次なのですが、「排出源となり得る施設が立地している地域」というのは具体的に何か目安みたいなものはあるのでしょうか。具体的に発生源が特定された事例はあまりないと記憶しているので、そういったことに関して何か手引きみたいなものをお示しになるのか、あるいはこれまでのデータを解析して何となく抽出するみたいなことをやられるのかということをお伺いしたい。それがまず必要かなと感じました。過去に目標値を超えた地点で調査を広げていくというのは簡単にできる話なのですが、その前のほうが少し難しいかなと思いました。

あと、一斉分析絡みの話なのですが、「当面对応すべき候補物質の整理」というところで、これは物質を特定していくという作業なので、ここで修正すべきことはあまりないかなと思うのですが、どのような物質を選んでいくかというのは、規制動向、化審法等法令による取扱い状況だけでは多分分からなくて、環境モニタリングの結果というのも結構重要になってくるかと思われるのです。これも絞り込むのはとても難しいと思うのですが、7ページ目の「PFAS の環境中における存在状況の把握手法の検討」、この研究成果が出るようであれば、こういったものも活用するというように※5のところ少し書いていただけたらよいかと思います。

ついでですが、土壌についても一部書かれているのですが、土壌は、5ページ目の「環境モニタリングの強化」の1ポツ目にペルフルオロヘキサンスルホン酸について、土壌も実情に応じてやりなさいというようなことが書いてあるのですが、後半の長鎖の物

質については書いていないのです。どちらかというとならぬと土壌に残りやすいのは長鎖の物質だと言われているので、ここは少し違和感があるかなと感じました。

○平田座長 どうぞ。

○百瀬補佐 ありがとうございます。まず1点目の御指摘で、「排出源となり得る施設が立地している地域」のところなのですが、手引きの中では、なり得る主な施設ということで、PFOS 及び PFOA が含まれる泡消火薬剤を保有する施設というのを例示で挙げてございます。そういった施設が考えられるのかなと思っております。ですので、今でも手引きで具体的なところを書いておりますけれども、そういったものをまず参考にさせていただくのかなと思っております。

あと、先ほどの研究の成果なども踏まえてその他の PFAS の取組について考えていくべきというのはそのとおりにかと思ひまして、4 ページ目の太く書いているところで、「更なる科学的知見等の充実を図りながら対応していくことが必要である」という表現で一応ブリッジを架けたつもりではございました。ですので、ここでも「3. を参照」というのはまさにこの科学的知見の充実を踏まえてその他の PFAS の対応をやっていくべきということかなと考えております。

また、土壌の御指摘でございますが、5 ページ目のところで、我々の意図としましては、PFHxS は土壌の暫定分析法につきまして前回の会議でもお示ししているもので、まずはここから着手できるかなというところを書いたものでございますが、確かに物性を見ると先生のような御見解なのかもしれませんが、まずできるところからという趣旨で PFHxS について土壌を書かせていただいたところでございます。

○平田座長 まず化審法等々で指定されているということと、指針値（暫定）は PFOS、PFAS だけだけれども、そのうちひよっとしたらできるかもしれないということもありますので、そういう意味で土壌についてはできるところからやってみようということでおっしゃるとおり、科学的には炭素が多いほうが土壌に残りますので、それはそのとおりなのですが、まず環境省としては水環境への影響ということでそういうところを調べていきたいということだと思います。

それと、「令和3年度」を省くということについては、基本的に要監視項目になったから環境省がお願いして調べ始めたという意味も入っているのですね。それ以前からいっぱいやっているのですが、これは取ってもよいかなという感じがいたしますが、いかがですか。

○百瀬補佐 お答えが漏れておりまして、すみません。また、座長から補足いただいてありがとうございます。3ページ目の「令和3年度」につきましては、おっしゃるとおり、要監視項目に位置づけた後に行った調査を想定して書いてございますので、この意味合いとすると、この「令和3年度」を残したほうがよりクリアになるかなとは思っております。

○平田座長 分かりました。そういう意味で。

○白石委員 「指定した後」と書いていただいたほうが分かりやすいと思います。年ではなくて、きっかけの事項を書いたほうがよいかなと思います。

○百瀬補佐 分かりました。ありがとうございます。そうしましたら、要監視項目に位置づけた後の調査ということで、少し表現を考えたいと思いますけれども、そのあたりは追記させていただければと思います。ありがとうございます。

○平田座長 ウェブ参加の浅見先生、いかがですか。

○浅見委員 ありがとうございます。

水環境のモニタリングに関係してなのですけれども、水道法以外の飲用井戸等に関しましては環境省に移ることになるのかと理解しているのですけれども、そういったところで、飲用に使っているとか生活用に使っているというようなところに関してはなるべく優先的にモニタリングをしていただきたいというのが一つございます。

もう一つは、来年の4月からは水道事業自体が国土交通省に移るということは、モニタリングを国土交通省で行って、その結果を環境省で速やかにばく露の観点からも集計して、基準値にするのかどうかというようなところにフィードバックをかけていくというようなことをかなり急いでやらなければいけなくなる可能性もあるのかなと思ってお伺いしておりました。国土交通省で先ほど出てきたところに関しては消火剤のところだけだったように拝見いたしましたので、今後とも省庁の連携を強めていただいて、迅速に対応できるようにというところをお願いしたいと思います。私の勘違いがありましたら申し訳ございません。よろしく願いいたします。

○平田座長 どうもありがとうございました。

○鈴木室長 御意見ありがとうございます。環境汚染対策室の鈴木でございます。

井戸も含めて、基本的に現場の指導は国土交通省が担当することになるかと思っておりますが、先ほども飲料水との連携というような御意見がありまして、そのあたりはもう少し意識して書けることもあるのかなと思いますので、また検討させていただこうと思います。

○平田座長 よろしいでしょうか。浅見先生、いかがですか。大丈夫ですか。

○浅見委員 はい。ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

○平田座長 ありがとうございます。

鯉淵先生、どうぞ。

○鯉淵委員 5ページの環境モニタリングのところ、黒本はぜひ入れてくださいということをお願いして、黒本を入れていただいて、あと、人へのばく露モニタリングということで、エコチルもせっきく環境省がやっている事業ですので、それについてもコメントしたらいかがでしょうか。

私から科学的知見については以上です。

○平田座長 どうもありがとうございました。

いかがですか。清水室長。

○清水室長 評価室の清水です。

私の室では当然エコチル調査も担当しておりまして、先生のおっしゃるような形で今のような応援発言を頂けるといろいろな意味でやりやすくなるので、どこかに記載させていただくのは考えるのですけれども、5ページのところは「存在状況に関する調査の強化」となっているので、多分、6ページの3.の知見等の充実のほうにエコチルを記載させていただくほうがスムーズかなと思うのですけれども、あとは座長と相談させていただくということでよろしいでしょうか。

○鯉淵委員 はい。ぜひよろしくお願いいたします。

○清水室長 ありがとうございます。

○平田座長 原田先生、どうぞ。

○原田委員 まず3ページのところの各自治体への手引きですね。先ほど御説明いただいたように、幾つかの候補となるような汚染源になるような施設ということで、泡消火薬剤とかいうのが入っていると思うのですけれども、今後も新たにそういった関連する施設が出てくるかと思うので、やはり3ページのほうで書いていた「排出源となり得る施設が立地している」とかいうようなこと、この参考情報等をもう少し具体的に、そういったことを提供していくということをごここに括弧書きとして入れていただきたいと思います。それが第1点です。

第2点が、その次の3ページの(4)の「環境モニタリングの強化」で、最初に状況を説明しているのですけれども、「目標値等の設定」と書いていますが、これは暫定である

ということを念押しとして入れておいていただければと思います。

○平田座長 ありがとうございます。

では、百瀬さん。

○百瀬補佐 ありがとうございます。

まず1点目でございますけれども、御指摘の点につきましては、我々として手引きというところで、実際に泡消火薬剤以外にも例えば金属メッキとかエッチング関連施設とかいろいろ列記してしまして、このあたりをどう充実できるかというところかと思えます。ですので、私からの御提案としては、2ページ目の手引きの充実の中で、自治体の参考となるような参考情報等というところで、今御指摘いただいたような趣旨も含めて検討していくというように理解してはいかかかと思っております。

2点目なのですが、すみません、今具体的な場所を確認できなかったのですが、もう一度お願いしてよいでしょうか。

○原田委員 3ページの(4)「存在状況に関する調査の強化等」の「環境モニタリングの強化」の1つ目のところで、PFOS、PFOAについて、既に化審法に基づく製造・輸入の原則禁止、公共用水域・地下水及び水道水中の「目標値」となっていますが、これはまだ暫定であるはずなので、「暫定」ということで入れていただければと思いました。

○百瀬補佐 ありがとうございます。おっしゃるとおり、これは暫定目標値でございます。ただ、手引きに書いていた言葉から持ってきたものとなります。ただ、おっしゃるとおり、2ページ目では「暫定目標値」という表現もございますので、全体のバランスを見て御指摘のようなところも直させていただければと思います。ありがとうございます。

○平田座長 ありがとうございます。

ウェブ参加の先生方、いかがでしょうか。ほかに御意見はございますでしょうか。亀屋先生、どうぞ。

○亀屋委員 亀屋でございます。ありがとうございます。

資料の最後にその他の資料というのがついていまして、その参考資料6なのですけれども、国内のその他PFASの製造状況をまとめていただいています。その中で表1を見ますと40物質ぐらいいかりリストアップされていなのですが、このリストの位置づけというのはどのように捉えておられるのかというのを御説明いただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○平田座長 ありがとうございます。

どうぞ。

○清丸室長 化審室の清丸と申します。御指摘ありがとうございます。

この資料2参考資料6の表1は、前はより込み入った表をつけていたのですが、今回は官報公示整理番号に沿って情報を掲載させていただいております。先ほど40という御指摘もありましたけれども、これを一個一個見てみますと、単体の化学物質もあれば、化学物質群といったものも合わさっております。例えば上から5つ目のペルフルオロアルキルカルボン酸、この中に PFOA が含まれていたり、その一つ下の 2-1595 というのが PFOS そのものであったりというところがございます。あくまでも化審法の一特ということで、官報に公示されているものに沿うということで、単体、複数の物質がごちゃ混ぜで分かりにくいところもございますけれども、誤解なく正確に表記するというのでこのような表とさせていただきます。

○亀屋委員 となると、その他 PFAS といってこの資料の中で使っているものではなくて、化審法の一特のものだけということよろしいのですか。

○清丸室長 はい。化審法の一特で PFAS に関連するものということで表を作成してございます。

○亀屋委員 分かりました。表のタイトルからするとほかのその他 PFAS が全部含まれるかのようなタイトルだったので勘違いしていました。失礼しました。

○平田座長 どうもありがとうございました。

ほかはいかがでしょう。どうぞ、酒井先生。

○酒井委員 先ほど白石委員から御指摘のあった5ページのそれ以外の物質、物質群2の※5のところの表記なのですが、ここの表記は4ページ冒頭の「更なる科学的知見」とブリッジがなされているということでの御説明は、よく考えられているなという意味では感心した次第です。ただ、※5は今後候補物質を絞っていく際の基本的考え方を示していますので、白石委員が言われたように、分析可能性と化審法の取扱い状況のみではあまりに少ないというのはおっしゃるとおりなので、※5の文章はちょっと充実させる方向で整理していきませんかということの御提案でございます。

○平田座長 どうぞ。

○百瀬補佐 ありがとうございます。我々の趣旨としても全体として科学的知見の充実を踏まえて対応していくというところで、より重点的に見るべきところを明らかにするということで、※5の記載についてより充実させるべきという御意見を頂きましたので、改

めてここを充実させる表現を考えたいと思います。ありがとうございます。

○平田座長 柴田委員、どうぞ。

○柴田委員 ありがとうございます。

参考資料3なのですけれども、まず表1のところ PFOS 又はその塩と書いてありますが、スルホニルフルオリドは入っていますでしょうか。条約の PFOS の関連物質として PFOS 及びスルホニルフルオリド、最初に合成されてできてくるフッ素がまだついた状態のものの量はこの中に入っていますでしょうか。

○清丸室長 化審室の清丸です。

すみません、今ちょっと聞き取りにくかったので。今のは資料2の参考資料3だと思うのですが、もう一度お願いいたします。

○柴田委員 参考資料3の1ページ目の表1に PFOS 又はその塩と書いてありますが、この統計の中には PFOS、それからペルフルオロオクタンスルホニルフルオリドは入っているでしょうか。ストックホルム条約上はそれも対象になっていますけれども、最初につくられるのはスルホン酸、特にフッ素がついた状態の構造のものが最初にできてきて、それを加水分解してスルホン酸にして、更に塩にしてというプロセスだと思いますけれども。

○清丸室長 一特では条約の物質を引いているのですけれども、ここは断言できませんので、確認させていただければと思います。

○柴田委員 よろしくをお願いします。

○清丸室長 あと、先ほどの御質問で、資料2の参考資料6の表についての御指摘があって、私から一特の物質一覧ですと申し上げたかと思うのですけれども、正確には、一特だけを載せたリストというよりも、一特とか優先評価化学物質といったものも含めて載せた PFAS 関連の表ということで訂正させていただきます。

○柴田委員 ありがとうございます。

それから、参考資料3の2ページの表2なのですけれども、この PFOS の用途別の出荷割合という表の中に、自社工場で PFOS を合成した後そこで泡消火薬剤を作った場合というのは統計上入ってくるでしょうか。

○清丸室長 すみません、今の部分は次の2ページの表2でございますか。

○柴田委員 表2です。つまり、これは一般的な出荷量と輸入量、それから用途別出荷割合と書いてありますけれども、同じ工場の中で PFOS を作って、その後それをそのまま泡消火薬剤に使った場合にこの表の中にそういう数字は入ってくるのでしょうか。

○清丸室長 経産省から頂いている情報を載せているだけでありますので、ここから先の詳細については確認を要するところで、この場ではお答えできません。申し訳ございません。確認させていただきます。

○柴田委員 もしそれが分かれば教えていただければと思います。

○清丸室長 承知しました。

○柴田委員 それから、3ページの表3が前にも質問したところなのですが、相変わらずPFOA 製造・輸入数量等で2010年度について製造・輸入数量と国内出荷量と輸出数量がどうも合わない。2011年度で崩れていますけれども、その差はどこに行ってしまうのかというのがもし分かれば。それから、最後の4ページの表5も同じような感じで、特に2010年度は関連物質の製造・輸入数量と出荷量、輸出数量の数字が合わないのですけれども、このあたりの理由が分かれば教えていただければと思います。

○清丸室長 この部分についても表以上の情報はないので後ほど確認となるのですけれども、表3についてはこれまでの専門家会議でも御指摘いただいたところかと承知しておりまして、経産省に確認してございます。こちらの2010年と2011年の製造・輸入数量と出荷量、輸出数量の差について、細かい詳しい情報は不明なのですけれども、輸入したPFOAの塩は自社内で別の物質を製造するために使用し、別の物質として出荷していることが考えられるという御回答を頂いております。

○平田座長 よろしいですか。細かいところで分からないところが多いですね。こちらは経産省からもらっている資料ということになるのだと思います。

ほかはいかがでしょうか。どうぞ、原田先生。

○原田委員 4ページの上の化学物質のばく露モニタリングのところ、後半のところ「なお、地域での」となったのは、もともと私が前回とくに、地域である程度汚染が見られるようなところでモニタリングしないのですかとお尋ねして、それで返ってきたのがこういう文章なのですが、ほかのところの書き方と違って、ここの文章は、基本的にやりたくない、あまり積極的にはやらない、つまり最終的には「慎重に検討すべきである」ということになっていて、非常にほかのところと違って、温度差がある記述ではないかと思っております。そのぐらいだったらむしろ書かないでほしいという気も私はします。私が提案したのですが、そこのところなのですが、私は生物モニタリングという形でいろいろやってきているわけで、その中で言うと、もちろん環境省の全体の本調査の中で位置づける必要はないのですけれども、私は現状のばく露を調べる上では重要なことだと思っております。

ます。なので、もちろん本調査、ばく露モニタリングの中でやるのが難しいというのであれば分かるのですが、少なくともこういうふうを書いてこの専門家会議があまりにも後ろ向きな立場であるということを追認してよいのかと私は思うわけです。事務局の苦勞も分かるのですが、私は一人の PFAS 研究者としてこのままでは困るかなというのがあります。

○清水室長 リスク評価室の清水です。ありがとうございます。

Q&Aから始まって、当面の対応の方向性、全て一貫しているのは、いろいろな地域の自治体関係者等から質問があった中で、それに丁寧に答えていきたいというのが私たちの思いでありまして、自治体からも自治体として血中濃度調査を実施すべきというような指摘も上がっているような状況において、やはり一定のモニタリング調査というものについて検討する際の材料として用いることは何らか示してあげたいというのがあってこのような形で記載させていただいております。

○原田委員 全国の値というのはすごく参考になると私は思うのです。一方で、地域で行うときに「慎重に検討すべきである」というのは何を慎重に検討しなければいけないのかということなのですが、非常に抑制的な書き方なのですよ。それをむしろ積極的に言うのだったら、本調査の結果は活用すべきであると言うのだったらまだ私は分かるのですが、自治体がこの提案を基にあまりやらなくてもよいというような材料にされるのが私の非常に危惧するところではあるのです。

○清水室長 御意見ありがとうございます。ここに「本調査の結果等も踏まえて」と書いているのですけれども、ここで言っている「本調査」というのはモニタリングの全国ばく露調査の話であって、ここはまだ本調査に移行していない段階というのがまず一つとしてあります。ですので、全国平均もまだ分かりませんし、実施する際のリクルート方法とか技術的な部分もまだ出ていない状況でありまして、そもそもそれが全国的に拡大できるかどうかは、ばく露モニタリング検討会という場所があって、別の会議体なのですけれども、そこで調査規模の拡大等できるかどうかということをもまず検討して、ですから、今の時点では本調査にできるかどうかというのはまだ言えない状況でありまして、こういった記載にさせていただいております。

○原田委員 まさにこれから始まるというのは分かるのですが、ではなおさら、そういった情報を待たないといけないというような形で抑制的になるのは私はよくないと思っています。私がそもそもこの地域でのところを提案させていただいた手前であれば、むしろこのところは削っていただくほうがすっきりするような気もしております。もともと枠組

みが違うような気がしますし、大変対応しにくい気もするので。

○平田座長 どうぞ。

○神ノ田部長 環境保健部長の神ノ田です。

この件につきましては原田先生から御提案がありました。ただ、別途自治体からもそういう要請が地元であるということをやられている中で、この専門家会議としての技術的な助言をぜひ出すべきだと思っています。自治体も困っていますので、その点について、今回いろいろな先生方から御意見を伺う中でこういった限界があるということが指摘されていますので、それはしっかりと環境省として自治体にお伝えすべきだと考えております。

○平田座長 どうぞ、鯉淵先生。

○鯉淵委員 私が想像するに、きっとこれは環境省の非常に苦しい胸の内をそのまま書いてしまった文章と理解いたしました。環境省がシステムティックにやるとするとすごく難しいですね。どこで線を引くというのが。例えばAという町である程度血中濃度が高いという地域があったとして、もちろん地方自治体としては全員調査をしてくれとか、もしくは隣の町でやっているのだったらうちの町もやってくれというふうにして、ドミノじゃないですけども、どんどん調査対象地域や人が広がっていってしまう。そうすると予算的にもパンクしてしまいます。恐らくそういうようなことを考え、だけどやらなければいけないというお気持ちでこういう文章になったのだろうと私は理解いたしました。かといって、地方自治体の要請にこの委員会としても答えなければいけないということもございしますので、例えば、まさに原田先生が行っているような地域でのモニタリングの結果というのも十分に活用させていただいて、それをデータとして環境省が取り入れて、それをまた検討対象にしていくというような書き方ではいかがでしょうか。恐らく体系的にやるといえるのはすごく難しいことだと私は理解いたしましたので、むしろそこは現在行われているモニタリング調査の結果を十分活用し、関係している先生方と検討して行っていくというようなことでいかがでしょうか。すみません、専門分野でないので疫学調査はよく分からないのですけれども、今のやり取りを聞いているとそういう印象を受けました。

○平田座長 ありがとうございます。

○清水室長 鯉淵先生から御指摘のあった今ある研究の活用の話なのですけれども、そもそも研究はまだ専門家会議としてここで推進するということがまとまっておりませんので、これがまとまったら、今後いろいろな形で研究について研究者の方々がデータを出してきたり、申請があったりする中で、今の時点でこの研究が良いですとこの研究だけ特出しす

るのはなかなか難しく、まずここで研究の推進を決めていただいたら、その後いろいろ研究が来ると思うので、そこはしっかりと見させていただいて、科学的知見の充実に努めるような研究は何かというのを見させていただこうとは思っていますので、まず研究を推進するかどうかをここで決めていただけたらと思っております。

○鯉淵委員 研究というか、あまり待ってられないと思うので、既存のもので動いているものはある程度活用するというでいかがかなと思いました。

○平田座長 どうぞ。

○高野委員 皆さんのお話を聞きまして感じることは、「本調査の結果等も踏まえて検討すべきである」というのはまさにそのとおりだと思うのですが、そこに「慎重に」という掛け言葉が要るのかどうかというところでかなり前向き・後ろ向き度が違ってくると思うのです。その辺を考えたらどうかなと思います。

○清水室長 ありがとうございます。鯉淵先生、高野先生、御両名から頂きました。

鯉淵先生の御意見については、本調査の結果及び既存の調査等も踏まえてという形で、ただ、個人の研究を特出しするのは難しいので、「既存の調査」のように書かせていただくというのが1点目。

「慎重に」とあるところは、ここは先生方の御判断にもなって、座長とも御相談になるのですが、落とすことも可能です。入れた理由というのは、そもそも本調査も始まってなくて、基本的に本調査をやるかどうかは決まっていなところなので、本調査が始まっていない段階で、ほぼ拡大する方向には向かっているような感覚はあるのですが、拡大すると決めているわけではなくて現在検討段階なので、そういう趣旨も踏まえて「慎重に」といった言葉を入れさせていただいたのですが、これを入れるかどうかは座長やほかの先生方の意見を踏まえて判断させていただきたいと思います。

○高野委員 基本的に「検討する」というのは慎重に検討するのは自明の理だと思うので、僕は特に入れなくてもよいのではないかなとは思っています。これは個人的な意見です。

○平田座長 要は、「慎重」というのはいかにも後ろ向きなイメージということですよ。ただ、環境省が言っているのは苦しいところがあるのです。まだ本調査が始まっていないという状況の中で、ではどうするのだということでこういう表現になっているという感じですね。あるいは自治体の意見も尊重するといいますか、いろいろな自治体がありますので、特定の自治体を対象にというわけではございませんで、その辺のところこういう文言になったのだらうと思います。

鈴木委員。

○鈴木委員 ありがとうございます。

4ページの上のほうの4行ぐらいですか、私は別にこれが何か後ろ向きだというような印象は個人的には受けないのですけれども、私が理解している、書いてあることは、血中濃度を測定して個人の健康影響を把握できないということは前から議論しているとおりでありまして、その事実が書いてある。そのことは恐らく、例えば自治体が何かに使われるときに必ず直面する事態だと思いますので、書いてあるのは当然のことで、そう書いてあるだけであると。ただ、一方で、PFASは基本的にここで扱っているものは汚染物質で、生理活性物質ではないので、環境側を把握することがまず一つの攻め方であり、それとばく露モニタリングの結果も踏まえて、更に次の情報に適用できるかどうか検討するということだと思いますので、論理的でありまして、特段後ろ向きということはありません、事実関係と、取組としてはこう進みますということが書いてあるということで理解したので、そんなに違和感はないかなと私個人は思いました。

○平田座長 原田先生、いかがですか。改めて。

○原田委員 私はこの「慎重に」という意味がすごく、少なくとも除けるなら除いていただきたいと思っているところであります。

あと、もちろん環境モニタリングをやって分かっていないところからいきなり血液濃度調査なんかやるわけではないので、そこは分かるのです。そういった点で環境モニタリングの強化で対応することはあるのですが、ただ、入れていただきたいのは、「まずは環境モニタリングの強化で対応する」というのはもちろん私は同意します。だから、「まずは」このを入れているだけでいいと思っています。その上で、私は「慎重に」と入れる必要はないと思っています。

○平田座長 松井先生、どうぞ。

○松井委員 私もそれほど違和感はなく、まず環境モニタリングをします。そして血中濃度調査したとしても、ばく露源がどこであるかの推定は難しいことであり、さらにそれは個人個人によって大きく異なると思います。なので、大規模な調査をするに当たっては相当にデータを積み重ねていって計画していかないといけないので、そういう意味では「慎重に検討」には大きな問題は無いのではないかなと思っていますし、そういうふうに解釈すれば後ろ向きとは取れずに、きちんと検討しましょうということなので、それほど違和感なく感じました。

○平田座長 改めて原田先生、いかがですか。すみません、何回も何回も。

○原田委員 もちろん背景情報というのは必要なものがあるかもしれませんが、それはそういった解析をするためというのがありますし、少なくとも現時点でのばく露状況を調べる。でも、これはばく露モニタリング、生物モニタリング全般の話なので、ほかの情報をしっかり入れないとそれは意味がない。もちろんあったほうがより詳しい解析ができる。ここで環境モニタリングをやっているというのもあるので、その中でばく露経路だつてそれと組み合わせて——単独でやるという話は私はしていません。最初から、まずは環境モニタリングを強化して、その上でバイオモニタリングもやっぺいこうという話なので、バイオモニタリングの設計が難しいから慎重にと言う必要はないと私は思っております。

○平田座長 その辺のところは座長、副座長に預けていただくことはできますでしょうか。

○原田委員 はい。そこのところは御検討ください。

○平田座長 ありがとうございます。

ほかはいかがでしょう。

やはり血液検査とかそういうところは先生方それぞれ思いがあるところだと思います。

あと、ウェブで、浅見先生、御意見いかがでしょうか。

○浅見委員 座長と関係の先生で御検討いただくということですがけれども、現状といたしましては、例えばこの地域の水の濃度が高いので不安になっている方もいらっしゃると思うのですが、実際のばく露が本当に水からなのか、食品からなのか、過去に使った生活用品なのかというようなところの情報もまだ少ない中で、どうしても、特に年齢の上のほうの方になりますと、今まで生活されていた中でいろいろなばく露源にさらされていた方がいらっしゃると思いますので、その辺のいろいろな可能性も含めてしっかりと評価していただけるとありがたいと思います。この文面の環境モニタリングの強化だけで対応できるというわけではなくて、そういったほかの経路も含めて検討するということが重要かなと思っております。文面に関しましては先生方にお任せしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○平田座長 どうぞ、鯉淵先生。

○鯉淵委員 結局、対策というか対応としては大きく2つに分かれると思うのです。1点は、全国レベルの非常に広い調査をまずやる。それ以外に、既にある程度高濃度というのが分かっている地域があるわけで、そこに対しての対策というのはまた別途やらなければいけないと思うのです。その二つは一緒にできるものではないと思います。ある程度汚染

が分かっている地域の方たちは何とかしてくれという非常に強い思いがありますし、そこに対して何も答えを出さないというのはあまりよろしくないかなと思います。そういう方たちに慎重に検討するということを言うと、「慎重に検討する」イコール「やらない」というふうにとられてしまうというのは、この委員会としても大変よろしくないのかなという気はいたします。だから、そういうところでも、もちろん特定の人の研究を使うべきではないという御意見もよく分かるのですけれども、例えば「既存のデータも踏まえて」とかそういう用語を使って、「慎重に」という言葉はしないで、「検討する」というような形で、使えるデータは使うという状況は、特に高濃度汚染地域については表現してよいのかなと私は思いました。それ以外に全国調査は全国調査で別途広く黒本調査等を使ってやっていくという2本立てになるのかなと思いました。

○平田座長 どうもありがとうございます。

清水さん、よろしいですか。

○清水室長 様々な先生方から多くの意見を頂いたのは本当にありがたいと思っております。自治体から質問が来ている以上は何とか答えたいと思っている状況でありまして、結構多くの意見が出ましたので、また座長とも相談させていただきながら、言葉については練らせていただきたいと思います。

○平田座長 どうもありがとうございます。

ほかに御意見はいかがでしょうか。原田先生、何かございますか。

○原田委員 今のところではなくて別のところなのですが、先ほどはあれこれ申し訳ありませんでした。PFASの生産量とかの動向の資料は資料2の参考資料6ですか。これはPFASというので選んでいただいているのですが、PFASの定義はどのようにされているのかというのが少し気になっております。つまり表1の化審法におけるPFASの製造輸入数量のところですね。

○清丸室長 化審室の清丸です。

こちら先ほどの御指摘と一緒に、確認しないといけないと考えております。といいますのも、最後の出典のところに「一般化学物質の製造・輸入数量」ということで、4,700とも1万とも、いろいろ数え方、考え方があるかと思うのですけれども、そこは確認させていただければと思います。

○原田委員 例えば2-112のテトラフルオロエチレン、PFASには一応分類されないはずのものとかが入ってきているので、このところは注意していただきたいと思います。

す。

○清丸室長 その点も含めて確認させていただきます。ありがとうございます。

○平田座長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。ウェブ参加の先生方、いかがですか。よろしゅうございますか。今のところ等々。

かなり御意見を頂いたのですけれども、まず環境省として他省庁との連携ということも重要ではあるのですけれども、外せないところは外せない。ただ、環境省として今何ができるのだということを中心にまとめさせていただいてございます。若干、原田先生から御指摘がありましたように後ろ向きになっている、あるいはなっていない等々の議論もございます。文言の調整もございますけれども、その辺のところは改めて座長預かり、副座長の酒井先生もいらっしゃいますので、この2人に預けていただくということでよろしゅうございますでしょうか。

まずやってみようということが非常に重要だと私は思うのです。完璧なもので始めようとしてもなかなか難しいので、まずやってみて、そのために、この「PFAS に関する今後の対応の方向性（案）」の四角囲いの最後に「今後、以下の取組の進捗については、専門家会議として確認して、必要な意見・助言をしていく」というところもございますので、これで全て網をかけてしまうのだということではなくて、逐次内容を充実させ、変更もしながらということは可能だと私は思いますので、その辺のところは、ここは私の言ったことが書いていないのではないかとか、いろいろ御意見、御不満もあると思うのですが、私自身は、まず一步前に進まなければいけないということと、予算という問題もございますので、時間的な縛りもあるという中で、まず一步前に進めさせていただいて、その内容については改めて先生方に、予算との対応ということもございますけれども、当然そういうところでチェックも入ると思いますので、そういうところは御理解いただけますでしょうか。まずできることからやっていくというのが大事なことだと思います。確かに血液検査をどうするのだ、あるいは PFOS、PFOA 以外の物質をどうするのだ、あるいは WHO が言っているような 30 物質等々でリスク管理をしていくのだというような話もあるかもしれませんが、まず分析できなければいけないということもありますし、いずれにしても、日本の国土の中でどういう物質が出てきているのだということをも明確にしていこうということ、モニタリングが大事なかなと感じてございますので、本日は「PFAS に関する今後の対応の方向性（案）」ということになってございますけれども、この案の中をも

う少し文言として酒井先生と私、あるいは環境省の担当者を含めて検討させていただいて、整文化させていただきたい。何もこれが最終の文ではないということですね。というのは、専門家会議としてこれからも内容をチェックしていくのだという文言が入ってございますので、内容もどんどん変わって行ってよいと私は思っております。Q&Aもそうですよね。内容は当然変わっていくということを前提に、今できることをまずやってみるという方向性で検討させていただいてよろしゅうございますでしょうか。また時間的な問題もございますので。——よろしゅうございますでしょうか。

では、最後になりますけれども、広瀬先生、ウェブで御意見を頂きたいと思えます。

○広瀬委員 すみません、最後に短く。

今座長がおっしゃられた予算のこととか、現実的にできる限界とか、まずはやってみようというような流れなり趣旨を入れたほうがよいのではないですか。できることだけ書いているというのは賛成です。そういったことも少し文言として入れたらよいのかと思いました。

○平田座長 応援いただきましてありがとうございます。ただ、予算を分けるのは我々ではございまして、別の部署が決めますので、そこまでは難しいのかなという感じがいたしますけれども、まずできることから一歩踏み出してみようと環境省も今一生懸命考えてございますので、御理解いただけますでしょうか、広瀬先生。

○広瀬委員 はい。

○平田座長 すみません。勝手なことを申し上げました。

ということで、まず進んでみようということですね。内容についてはまた改めてチェックする機会があるということなので、基本的にはこういう内容で、網羅的なところもございまして、まずモニタリングから入って行って、どうするのだというところを環境省としてしっかりやっていきたいと思っております。

というところでよろしゅうございますか。

「その他」のところでは何かございましたら、お願いいたします。

○百瀬補佐 ありがとうございます。非常に活発な御議論を頂きまして、改めて御礼申し上げます。

今座長からもお話がありましており、まずQ&Aにつきましては、先ほど御指摘いただいたところ、誤植などを改めて確認して、後日ホームページ等でお知らせするとともに、自治体にもしっかりと周知していきたいと思えます。

また、今後の対応の方向性につきましては、平田座長と酒井座長代理とよく御相談させていただきながら最終的に整文化させていただければと考えております。

本当に長らくありがとうございました。

我々としては「その他」としてお伝えすべきことは以上でございます。

○平田座長 ありがとうございました。

では、事務局にお返しいたします。

○筒井課長 本日は長時間にわたりまして御議論を賜りまして、誠にありがとうございました。

最後に局長の土居より一言御挨拶を申し上げます。

○土居局長 本日も含めまして、専門家会議での闊達な御議論、また個別の御指導を賜りまして、誠にありがとうございました。

本日頂きました御意見・御指摘につきましては確実に修正した上で、国民の方々へのリスクコミュニケーションにぜひ活用していきたいと考えておりますし、今後の対応の方向性につきましても、環境省のみならず政府の様々な省庁が関連して対応を行っておりますので、連携が重要だという御意見を様々頂きましたので、密に情報共有させていただきながら、ともに前に進めていきたいと考えてございます。

こちらの専門家会議につきましては、Q&A、方向性につきましては一度出させていただきますが、先ほど座長からもお話がありましたように、今後の取組の進捗につきましては環境省からまたこの会議に御報告させていただき、様々な御意見・御助言を更に頂きたいと考えておりますので、引き続きの御協力をどうかよろしくお願いいたします。

誠にありがとうございました。

○筒井課長 ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、事務局において作成の上、委員の先生の皆様に御確認いただきました後にホームページに掲載させていただきます。

次回開催につきましては、今後の環境省の取組の進捗などを踏まえて、先生方と時期を御相談させていただきたいと思っております。

以上で本日の会議は終了いたします。どうもありがとうございました。

午後5時00分 閉会